

# 地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する厚生労働省の対応方針

- 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進。  
ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に、全国一律の最低基準(規制)を維持
- 施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。  
⇒全基準の約9割が地方自治体の判断で定められること  
さらに、保育所については、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする。

	項目数	勧告	対応案	(保育所の取扱い)
①人員配置基準	28	標準	従うべき	東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする
②居室面積基準	22	参酌	従うべき	
③人権に直結する運営基準等 例: サービス内容の説明と同意、サービス提供拒否禁止、虐待・身体拘束禁止、秘密保持、保育指針、保育所調理室(自園調理)など	112	参酌	従うべき	
④上記以外の施設・設備・運営基準 例: 居室定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど 適切な食事の提供、介護の内容(入浴、排泄、着かえ等)、健康保持、地域との連携、娯楽の提供、保護者との連絡 など	1200	参酌	参酌	<p>全基準(約1362項目)の約12%</p> <p>全基準(約1362項目)の約88%</p> <p><b>&lt;条例委任を認める前提&gt;</b></p> <p>①「標準」「参酌すべき基準」の場合、国の基準を下回る施設・サービスについては、サービス水準に応じた介護報酬等を設定</p> <p>②「従うべき基準」の場合、条例を制定しない場合やその内容が国の基準に適合していないと認めるときは、総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入</p> <p>○ 一部の「利用定員の基準」については「従うべき基準」</p> <p>○ 水道事業の認可、高齢者医療の確保に関する法律の事前協議、医療計画の策定義務付けについても「存置」</p>
⑤利用定員	7	標準	標準(5/7)	
⑥協議、認可等/計画の策定等	5	廃止等	廃止等(2/5)	

「従うべき基準」: 条例の内容は、「全国一律」)

「標準」: 条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

「参酌すべき基準」: 基本的には地方自治体の判断で定められる